

青森県教育委員会第722回定例会会議録

期 日 平成21年3月1日(日)
場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

- 報告第1号 議案に対する意見について
- 議案第1号 公立幼稚園の廃止の認可について
- 議案第2号 学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則案
- 議案第3号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案
- 議案第4号 青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員の人事について
- 議案第5号 学校職員の人事について
- 議案第6号 学校職員の人事について
- その他 職員の懲戒処分の状況について

平成21年3月1日(日)

- ・開会 午後1時45分
- ・閉会 午後2時30分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、福島哲男、島 康子、高橋幸江、(教育長)田村充治
- ・説明のために出席した者の職
橋本教育次長、細越教育次長、尾崎参事、小林参事、金子参事、長尾参事、山谷参事、外崎参事、教育政策・教職員各課長
- ・会議録署名委員
福島委員、島委員
- ・書記
相坂 譲、白戸克幸

会 議

報告第1号 議案に対する意見について

(事務局説明 橋本教育次長)

県議会第257回定例会に提出された、一般会計予算案2件、一部改正条例案7件の計9件の議案について、知事から意見を求められたが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したものである。

まず、「平成21年度青森県一般会計予算案(教育委員会所管分)」については、教育委員会関係の予算総額は、1,441億6,606万5千円となった。これを平成20年度当初予算と比較すると、率にして、1.4パーセントの減となり、また、県全体の一般会計予算総額に占める教育委員会所管分の割合は、0.2ポイント増の20.8パーセントとなる。

続いて、「平成20年度青森県一般会計補正予算(第3号)案(教育委員会所管分)」については、今回の補正予算の歳出予算額は、21億1,803万円の増額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,482億3,539万6千円となり、一般会計予算総額の20.1パーセントを占めることになる。

以下、計上した歳出予算の主なものについて説明する。

今回の補正予算は、国の二次補正による地域活性化・生活対策臨時交付金を活用したもので、教育行政費において、公立小・中学校施設の耐震化推進に要する経費として12億2,401万6千円を増額している。

また、学校建設費において、県立学校施設等の耐震補強等に要する経費として8億9,401万4千円を増額している。

次に、「青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」について説明する。

教育職員免許法の改正により、教員免許更新制が導入されることに伴い、教育職員免許状の更新等に係る申請手数料を新設するものである。

次に、「青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」についてである。学校職員の定数を、高等学校、特別支援学校及び小・中学校あわせて13,872人から、215人減の13,657人に改めるものである。

次に、「青森県三内丸山遺跡保存・活用基金条例の一部を改正する条例案」についてである。三内丸山遺跡の保存・活用に係る事業に要する経費の財源として基金を処分することが出来ることとするものである。

次に、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。この条例案は、給料の調整額や手当等について、社会経済情勢や勤務環境の変化等を踏まえ、改正するものであるが、その主な内容は、

- 1 給料の調整額は、特殊勤務手当に移行するため、廃止すること。
- 2 特勤勤務手当及びへき地手当の支給割合を引き下げし、また、準ずる手当については、支給割合を引き下げるとともに、支給期間を短縮すること。

- 3 義務教育等教員特別手当の支給限度額を引き下げること。
 - 4 産業教育手当及び定時制通信教育手当を、定率支給から定額支給とするとともに、管理職手当受給者を支給対象外とすること。
- 等となっている。

次に、「職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。この条例案は、財政改革を進めるにあたり、県立学校の一部の事務長を除く管理職手当受給者の給料月額を、職務段階に応じて3～5%の範囲内で削減するものである。なお、管理職手当と一般職員の給料月額については、削減を解除するものである。

次に、「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。

この条例案は、社会経済情勢や勤務環境の変化等を踏まえ、改正するものであるが、その主な内容は、

- 1 国の見直しの動向を踏まえ、部活動指導手当などの教員特殊業務手当を引き上げること。
- 2 漁ろう手当について、職責に応じた定額とすること。
- 3 兼務講師手当、宿泊実習指導手当、農薬散布作業手当、夜間定時制勤務手当、添削指導手当を廃止すること。
- 4 舎監手当は、宿日直手当に移行するため、廃止すること。
- 5 給料の調整額を廃止することに伴い、新たに特別支援教育に直接従事する教育職員に対して、定額の特殊勤務手当を支給すること。

等である。

次に、「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。この条例案は、平成16年度から平成20年度までの5年間の計画で実施されてきた早期勧奨により退職する者に支給される退職手当の加算措置の特例について、平成21年度から平成24年度まで、4年間延長するものである。

以上、報告申し上げた7件の条例案は、平成21年4月1日からの施行である。

(鈴木委員長職務代行者)

ただ今の説明について、質問、意見はあるか。

(島委員)

職員の特殊勤務手当について、全体的にカットされてきている中で、部活動の手当などは引き上げられており、一生懸命やっている先生方が報われるという感じがして良いことと思うが、引き上げの理由を説明していただきたい。

(尾崎参事職員福利課長)

教員の給与については、平成18年7月7日に閣議決定された「基本方針2006」いわゆる「骨太の方針」において、メリハリをつけた給与体系の検討が掲げられたところである。この方針を受け、文部科学省にある中央教育審議会でも今後の教員給与のあり方について検討されてきた。この中で、部活動の顧問を担当する教員の時間を考

慮した手当の充実とか、修学旅行、対外運動引率等に係る業務の特殊性や困難性が高まっていることから、その充実を検討する必要があるとされたところである。

文部科学省では、この提言を受け、メリハリのある教員給与体系の推進として義務教育等教員特別手当の縮減に着手するとともに、一方、部活動指導手当など教員特殊業務手当に係る国庫負担の算定を引き上げることとしたところである。

今回の諸手当の見直しにあたっては、県全体で特殊業務手当等の内容及び水準の点検を行うこととしたものであり、部活動等指導手当等の教員特別手当についても一体的に検討し、国の動向及び長時間にわたる業務における教員の精神的肉体的負担を踏まえ、手当額を倍増することとしたものである。

(鈴木委員長職務代行者)

ほかに、質問、意見はないか。なければ、ただ今の報告については、了解した。

議案第1号 公立幼稚園の廃止の認可について

(事務局説明 白石教職員課長)

中泊町教育委員会から中泊町立小泊幼稚園を、平成21年3月31日をもって廃止したい旨の認可の申請があったところである。

小泊幼稚園は、地域における出生数の減少等の影響により、園児数が減少傾向にある。受け入れ先の町立小泊保育所において幼児教育に準ずる充実した保育を行うとしていることなどから、廃止することはやむを得ないと認められるため、認可するものである。

(鈴木委員長職務代行者)

ただ今の説明について、質問、意見はあるか。

(高橋委員)

廃止によって保育所が受け入れるということだが、通園などに支障はないのか。

(白石教職員課長)

小泊幼稚園は5歳児を対象としており、0歳～4歳児はこれまでも小泊保育所で預かってきたということで、今度は0歳～5歳児までを保育所で預かるということである。また、小泊保育所の方が街中にあるということ、距離にして500m程度しか違いがないということで、特段の支障はないものとの報告を受けている。

(鈴木委員長職務代行者)

ほかに質問、意見はないか。

私からも1つ質問したい。全国ニュースでなかなか保育所に入れられない実態があって、兄弟で別々な保育所に通わなければならないというような報道があったが、小泊保育所の場合は大丈夫か。

(白石教職員課長)

小泊保育所の定員から言えば、実態としてまだまだ空きがある。この保育所に関しては大丈夫であろうと考えている。

(鈴木委員長職務代行者)

ほかに何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第1号は、原案どおり決定してよいか。

(全議員)

異議なし。

(鈴木委員長職務代行者)

それでは、議案第1号は、原案どおり決定する。

議案第2号 学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則案

(事務局説明 白石教職員課長)

この度の規則改正は、学校における事務処理の効率化の観点から、休暇報告書の様式を改正し、公印の押印を省略することができるようにするものである。

なお、この規則案は平成21年4月1日からの施行である。

(鈴木委員長職務代行者)

ただ今の説明について、質問、意見はあるか。

なければ、議案第2号は、原案どおり決定してよいか。

(全議員)

異議なし。

(鈴木委員長職務代行者)

それでは、議案第2号は、原案どおり決定する。

議案第3号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案

(事務局説明 白石教職員課長)

この度の規則改正は、青森県立名久井農業高等学校の生活科学科、青森県立青森工業高等学校のインテリア科及び青森県立八戸工業高等学校の工業化学科の募集停止による廃止に伴う所要の整備を行うものである。

施行期日については、平成21年4月1日である。

(鈴木委員長職務代行者)

ただ今の説明について、質問、意見はあるか。

なければ、議案第3号は、原案どおり決定してよいか。

(全議員)

異議なし。

(鈴木委員長職務代行者)

それでは、議案第3号は、原案どおり決定する。

議案第4号 青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員の人事
について
(非公開の会議につき記録別途)

議案第5号 学校職員の人事について
(非公開の会議につき記録別途)

議案第6号 学校職員の人事について
(非公開の会議につき記録別途)

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について
(事務局説明 白石教職員課長)

県教育委員会が2月に行った職員に対する懲戒処分の状況を報告する。

2月中に懲戒処分を行った事案は1件で、その概要は、自動車を運転中に人身事故を起こしたものであり、戒告の懲戒処分とした。

また、既に連絡しているが、教員による酒気帯び運転について改めて報告する。

去る2月7日、西北地域の小学校の教諭が、五所川原市内において、酒気を帯びた状態で車を運転し、他の車に衝突するという事故を起こしたと関係市町村教育委員会から報告を受けている。

教職員の服務規律の確保については、機会あるごとに、会議や通知等により、再三にわたり指導の徹底をお願いしてきたところであるが、このような酒気帯び運転が発生したことは誠に遺憾である。

今回の件については、事実を確認のうえ、厳正に対処することとしているが、県立学校長、市町村教育委員会教育長に対して改めて通知を発出し、教職員の服務規律の確保についての指導の徹底をお願いしたところである。

今後とも、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律の確保に努めるよう、周知徹底を図って参りたい。

(鈴木委員長職務代行者)

ただ今の説明について、質問、意見はあるか。

3月4月を迎えて、歓送迎会シーズンとなるが、今後とも指導を徹底するようお願いしたい。ただ今の説明については、了解した。